

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）

・件数 25件

※件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウントしております。

※民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。

・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	求職者支援訓練	DX人材の確保に向けて、窓口のハローワーク職員自身も知識を身につけ、積極的な募集活動をしてほしい。	ハローワーク窓口において適切な受講あっせんを行うため、デジタル分野をはじめとして、訓練実施施設を積極的に訪問し、訓練実施施設から訓練コースの内容について説明を受ける等を行い、理解の向上に努めてまいります。
2	求職者支援訓練	現行の教科書代の自己負担の上限について公共職業訓練（委託訓練）が「1月5千円」とされている一方、求職者支援訓練では訓練期間に関わらず「税抜1万5千円」と固定されている。受講生の経済的な状況等を考慮して自己負担の引き上げには慎重であるべきだが、近年の書籍代の高騰や専門的な分野で訓練期間が長期に及ぶ場合等にはこの上限では必要な教材を十分に揃えることが難しい。良質な訓練の提供のために自己負担の上限の見直しについて検討してほしい。	求職者支援制度は、主に雇用保険受給者を支援対象としている公共職業訓練と異なり、主に雇用保険を受給できない長期失業者等を支援対象としている制度であるため、受講者の負担等を考慮してテキスト代の上限を1万5千円に設定しております。何卒ご理解いただきたく存じます。なお、公共職業訓練のテキスト代の上限については各都道府県の判断に委ねられています。
3	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	事前の見学会等で訓練受講に意欲的だった方が、受講申し込みのためハローワークを訪れた際に窓口のハローワーク職員から「この訓練は応募倍率が高いため合格が難しい」等の案内を受けて受講を断念するケースも聞く。選考前に応募意欲が削がれないような説明の配慮、対応方針の統一等をお願いしたい。	ハローワークでは、ご本人のご希望を踏まえつつ、希望される職業（職種）への就職可能性を広げるためにどのような職業能力開発を図るべきかという観点で職業相談を行い、訓練コースの応募状況等の情報も活用しつつ、受講あっせんの判断をさせていただきます。
4	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	日本語での日常的会話が可能な外国人の方が漢字が読めないことで訓練を断られたと相談を受けた。訓練内容とその必要な日本語能力水準にもよるかと思うが、例えばプログラミング言語等であれば、訓練は可能ではないのか。どの程度の日本語スキルが必要とされているのか等外国人の方の訓練受講機会に関する方針について教えてほしい。	ハローワークでは、ご本人のご希望を踏まえつつ、希望される職業（職種）への就職可能性を広げるためにどのような職業能力開発を図るべきかという観点で職業相談を行った上で、受講あっせんの判断をさせていただきます。訓練コースにより必要な日本語スキル等が異なることから、求職者が訓練を受けるために必要な能力等を有するかは個別に判断させていただきます。引き続き、適切な受講あっせん・就職支援に努めてまいります。
5	求職者支援訓練	認定の結果について、不認定であった場合は、翌月分のコース申請の準備期間も考慮し、少なくとも翌月分のコースの申請期間が始まる前には結果連絡がほしい。	訓練の認定事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」）で実施しております。そのため、認定結果の連絡時期に関するご意見につきましては、機構に伝達させていただきます。
6	求職者支援訓練	プログラミング講座の申請において、Excel VBAの内容を補助的に組み込もうとしたところ、「VBAは（営業分野に分類されるため）IT・デザイン分野に該当しない」との指摘を受け、カリキュラムから削除を求められた。VBAは一部の開発現場でもアプリ構築に活用されていること等からも当該分野として認めるよう見直しをお願いしたい。	カリキュラム策定に関するご相談への対応については、訓練内容を踏まえ、機構で実施しております。そのため、このご意見につきましては、機構に伝達させていただきます。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
7	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	施設使用料や講師謝金等の固定費があるが、最近は辞退する方も増加しており、定員割れや開講中止が続くと健全な事業運営が行えない。委託費等について一定の保障等をしてほしい。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていることについてご理解いただきますようお願いいたします。
8	求職者支援訓練	県外のハローワークにおける、受講希望者に向けた求職者支援訓練説明会への参加、訓練窓口を通じた受講希望者への案内の協力、ハローワークの訓練校コース案内チラシのラック設置等をお願いしたい。	訓練説明会の運営及び安定所内の掲示物等は、説明会の時間や所内のスペースに限りがある中で、その可否も含めて各安定所で行ってます。引き続き、訓練実施機関との連携を推進し、積極的な周知に努めてまいります。
9	公共職業訓練（委託訓練）	訓練受講予定者について、受講を辞退する場合でも教材費等を訓練機関が負担しなければならないケースがある。そのため、事前に誓約させる等により受講辞退者については教科書代を徴収できるようにすべきではないか。	ご意見を踏まえ、どのような方策が考えられるのか検討してまいります。
10	公共職業訓練（委託訓練）	例えば3月～5月の年度またぎの訓練と4月～6月の訓練を比較した場合、いずれも初月に出席率8割未満且つ3ヶ月間トータルでは8割以上の場合、前者では初月分（3月分）が支払われない（2ヶ月分のみ支払い）のに対して、後者では3ヶ月分が支払われる。不公平ではないか。制度を変えられないなら、全て年度内で修了するようにすべきではないか。	会計事務手続上、事業年度ごとに委託費の精算を行う仕組みとしていること、また、離職者の多様なニーズや地域のニーズに応じた職業訓練の機会の確保の観点から、都道府県ごとに当該ニーズを踏まえて、訓練期間を含めた訓練コースが設定されていることについてご理解いただきますようお願いいたします。
11	公共職業訓練（委託訓練）	書類が煩雑であり、書類の簡素化・電子化等を進めるべきではないか。	令和5年7月より都道府県に事業者申請のオンライン化を要請する等、現状の業務フローの中で電子化の取組を進めているところです。今後も、頂いた御意見も踏まえながら、業務の電子化や効率化を検討してまいります。
12	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	最低賃金等も上昇している中で委託費等の単価の引き上げを行うべきではないか。	令和7年12月23日に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、令和8年度予算案において、これまでも実施しているデジタルリテラシーのカリキュラム内容に加えて、情報セキュリティに関する事項を必須事項とし、当該カリキュラムに対応するため、令和8年10月開講コースより、委託費等の単価を1人当たり月3,000円引き上げることを盛り込んでいるところです。
13	公共職業訓練（委託訓練）	委託費単価の積算根拠を教えてください。また、委託単価を全国一律とせず、訓練機関が自由に価格交渉ができるようにすべきではないか。	公共職業訓練の委託費については、既に事業活動として訓練実績がある民間の教育訓練資源（講師の空き時間、教室等）を活用して行う職業訓練のための経費として支給するものであること等から、具体的な積算根拠をお示しすることは困難であること、また、委託費単価のあり方については、都道府県における手続や業務負担への影響等に鑑み、見直しについては慎重な検討が必要であることについてご理解いただきますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
14	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	契約後に様々な対応を追加で求められることがある。原則として追加しないこと、また、協議なしで進めるべきではない。制度設計等についても訓練機関の現場の声を聞く機会等を設けるとともに、その議論の内容を公開すべきではないか。	いただいた契約後の追加対応等のご意見については、実施主体である都道府県等に伝達させていただきます。 また、制度設計等に関するご意見について、厚生労働省では、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた職業訓練を提供していくため、教育訓練関係団体も含めた関係機関・関係者を参集し、公的職業訓練等の全国計画を策定するため、中央職業能力開発促進協議会を開催しています。公的職業訓練等の全国計画の策定に当たっては、各地域の実情を踏まえた検討も重要であり、各地域においても協議会を開催し、本省としてもそこでの議論を吸い上げるとともに、あらゆる機会を活用し、現場の声を聞きながら検討を行っているところです。今後も現場の方々の御意見も踏まえながら、適切な職業訓練制度の運用に努めてまいりたいと考えています。
15	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費およびデジタル訓練促進費における支給条件である就職率の基準は、現場の実態と乖離している。本都道府県では受講者の選考を訓練機関が行うことはなく、都道府県が実施する適性試験により合否が決定される。そのため、就職に消極的な方等が一定数含まれることが避けられず、高い就職率を達成することは極めて困難である。過去「良質な就職支援を促すための基準である」との回答を承知しているが、実情を踏まえ基準等の見直しをお願いしたい。	都道府県が実施する受講者の選考に関するご意見については、都道府県に伝達させていただきます。また、就職支援経費やデジタル訓練促進費のような就職率に応じた委託費の上乗せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
16	公共職業訓練（委託訓練）	本都道府県では就職状況報告書と就職先事業所の証明書について、訓練終了日翌日から起算して100日以内に施設長へ報告するルールとなっており、訓練機関から施設長へ郵送で提出することを考えると、就職者が訓練終了後2か月以内に就職しないと書類の準備が間に合わない。求職者支援訓練では就職先事業所の証明書提出が不要であり、公共職業訓練においても、同様にする等の見直しが必要ではないか。	事務手続の効率化は重要と考えますが、就職状況報告書と就職先事業所の証明書の提出については公共職業訓練の適正な運用を確保するために必要な事務であることについて、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、100日以内に施設長へ報告するルールについてはご意見踏まえ、対応を検討してまいります。
17	求職者支援訓練	求職者支援訓練の保険料が高額すぎる。公共職業訓練は保険加入は任意であるのに対して、なぜ求職者支援訓練は必須で保険に入らなくてはいけないのか。	受講者及び訓練実施機関が安心して訓練を実施するためにご理解いただきたく存じます。 なお、公共職業訓練についても、求職者支援訓練と同様の趣旨から、受講者が安心して訓練を実施するために必要な対応を検討してまいります。
18	求職者支援訓練	<p>（新規参入について）</p> <p>①長年訓練を実施しており、実績があるにも関わらず、新規参入を優先され、定員を減らすように求められた。制度の見直しが必要ではないか。</p> <p>②新規参入が容易になっている一方で、特に受講者の理解度等の把握が難しいオンライン訓練においては、訓練の効果や体制について十分な検証が行われていないのではないか。</p> <p>③新規参入業者は明確な訓練実績を提示する等の訓練実績の証拠書類の提出を義務化し、参入機関の信頼性を担保する制度にするべきではないか。</p>	<p>①毎年、地域職業能力開発促進協議会において地域の実情等を踏まえ新規参入枠を設定しております。</p> <p>②オンライン訓練についても通所訓練と同様に認定基準に基づいて認定されております。</p> <p>③訓練の認定に係る事務は機構が実施しておりますので、認定申請に関していただいたご意見については、機構に伝達させていただきます。</p>

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
19	求職者支援訓練	緊要度の高い方を万が一面接で不合格としたとした場合、繰り上げ合格ができない。見直しが必要ではないか。	選考水準を上回っていたが不合格とした受講希望者があった場合には、定員の範囲内で繰上合格を認めることは可能です。
20	求職者支援訓練	外部動画サイトは利用できないが、視覚的に見ることで多くの情報が得られることもあり、条件付きで使用可能にして欲しい。	カリキュラムの策定に関するご相談は、訓練内容を踏まえ、機構で実施しておりますので、いただいたご意見につきましては、機構に伝達させていただきます。
21	求職者支援訓練	講師要件書類提出について前職の会社が倒産している等により証明書類の発行が出来ない場合がある。明らかに、指導する能力がある講師については指導員の確保の観点からも対応を考えてほしい。	講師要件の確認は機構で行っております。証明書類の確認が困難な場合は、機構にご相談ください。いただいたご意見については、機構に伝達させていただきます。
22	求職者支援訓練	現在、オンライン訓練の時間に関する上限が撤廃されているが、すべての訓練においてオンラインが適しているとは限らず、実技や対面指導が重要な訓練分野もある。オンラインの割合に上限を設けること、あるいは教室を保有している訓練機関に対して評価上の加点を行う措置など、質の担保等に資する制度設計の見直しをお願いしたい。	令和8年度開始分からオンライン訓練における通所訓練時間の下限を見直す方針としております。
23	求職者支援訓練	雇用保険被保険者となる就職率が35%を3年間の間に2回下回ると申請できない期間が生じることについて、訓練実施機関において就職支援は必須なので理解できるものの、就職後の雇用形態までは指導できない。あくまでも本人の意思と企業のマッチングによるものであり、数字を求めると自社就職や同一企業での短期間の雇用等が増えてしまい、本来の制度趣旨とは異なるのではないか。	求職者支援訓練は、職業及び生活の安定に資することを目的としていることから、雇用保険が適用される就職を同訓練における就職と取り扱っております。何卒ご理解いただきたく存じます。
24	公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練	講師の人数基準について、例えば現行デザイン分野では求職者支援訓練では実技訓練20名まで講師1名で対応可能とされているのに対し、公共職業訓練では15名までが講師1名と定められている。実際の訓練現場では、前者で十分対応できており、15名までの基準は現場の実情に即していないのではないか。基準の見直しと統一をお願いしたい。	訓練を指導する者の配置について、委託訓練についても求職者支援訓練と同様、訓練内容が実技のものであって、デジタル分野（IT分野及びWEBデザイン分野）に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上を標準としているところです。いただいたご意見については、当該委託訓練を実施している都道府県に伝達させていただきます。